

東京電力ホールディングス株式会社さま
高木 彰臣弁護士さま

東京都渋谷区本町4-51-6 中島ビル2F
門馬好春(30年中間貯蔵施設地権者会会長)

お世話になっております。昨年8月8日交渉の際、熊本一規明治学院大学名誉教授から貴社側にご提出した文書「営農賠償制度について」の「1. 営農賠償制度の要点」について異議がある場合は具体的にご指摘ください。また、「2. 営業賠償制度についての質問」については4月11日の回答で「代理人の方以外の書面に個別に回答すると、議論が錯綜することになりかねないので、熊本先生のご質問について書面で回答することは適切でない、ということをお伝えした」とありましたので、私門馬好春からの質問書とさせていただきます。昨年8月から8カ月経過しております。早急に「1.」「2.」あわせて書面回答をお願いいたします。

営農賠償制度について

2022.8.8 熊本一規

1. 営農賠償制度の要点

「避難指示区域内の農業者さまに対する一括賠償後のお取り扱いについて」(東京電力,2019.9)によれば、次のとおり。

1-1. 一括賠償 (1頁)

従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難になったこと等に伴う休業等に関する2017年1月以降の損害について、2016年における年間逸失利益の3倍相当額を一括賠償。

1-2. 一括賠償後の追加支払い (1頁)

弊社事故と相当因果関係のある損害が一括賠償額を超えたとき(①~③)は、**超過分について追加支払い**。

- ① 営農再開後も風評被害が継続する場合(価格差賠償)
- ② 営農再開後も作物が収穫に至らない場合(売上差賠償)
- ③ その他の農業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされている場合

1-3. 1-2③の考え方 (1頁)

一例として、以下の休業損害が対象となると考えております。

- ご請求いただける方: 従前の耕作地で営農を再開されるご予定の農業者さま
- 賠償対象となる損害: 営農を再開されるご意向にもかかわらず、弊社事故に起因する事由により営農が妨げられていることに伴う損害
- 賠償対象となる期間: 営農再開が可能となるまでの必要かつ合理的な期間

1-4. 1-2③の事例 (3頁)

余儀なき事情に該当し得る事例…仮置場として農地を提供
水路が使用できない(弊社事故に起因する事情がある場合)
余儀なき事情に該当しない事例…太陽光発電設備を設置している

1-5. 農業以外の収入の控除について (11頁)

控除対象となる事例…○農地を活用して収入を得た場合

- ・農地を仮置場等へ供出したことによる賃料収入
- ・農地に太陽光発電設備を設置したことによる売電収入 等

○従前農業を実施していた労働力で新たな仕事を行った場合

2. 営農賠償制度についての質問

Q1. 「一括賠償」の法的根拠は何か？

民法 709 条:故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

要するに、「不法行為に伴う損害賠償責任」を規定している。

差額説:不法行為によって被害者に実際に生じている財産状態と、不法行為がなかったならば、あったであろう財産状態との金銭の差を損害と捉える考え方。

通説となっており、判例も差額説の考え方に立っている。

逸失利益:損害賠償において請求することのできる損害の一つで、本来得られるべきであるにもかかわらず得られなかった利益をいう。「得べかりし利益」とか「消極的利益」ともいわれる。

損害は、財産的損害と非財産的損害に分かれ、財産的損害は、さらに積極的損害(被害者がその財産から出費した損害)と消極的損害(将来得られるはずであった利益の損害)に分かれる。

Q2. 「追加支払い」の法的根拠は何か(「一括賠償」の法的根拠と同じか否か)？

一括賠償は 2017~2019 年の逸失利益についての損害賠償

追加支払いは、2020 年以降の逸失利益についての損害賠償

Q3.一括賠償も追加支払いも法的根拠は「逸失利益に対する損害賠償」なのだから、地上権契約者に対して「一括補償」をしながら「追加支払い不要」とするためには、地上権契約者に 2017~2019 年に存在していた逸失利益が 2020 年以降ゼロになったことを論証しなければならない。その論拠は何か。

Q4. 1-3 で「1-2③の考え方」について「一例」のみしか例示されていないが、他にも多くの例があり得るはず。

「逸失利益が続く限り追加支払いが必要」なのだから、営農不能な状態が続く限り、逸失利益に対する損害賠償が必要ではないか。

Q5. 新たに実施した事業による収入は逸失利益と損益相殺すれば済むのではないか。それは、仮置場でも太陽光発電でも地上権契約でも同じではないか。

差額=逸失利益(事業収入がある場合には損益相殺後の逸失利益)>0ならば、損害賠償が必要ではないか。

Q6. 営農不能な状態が続き、逸失利益が存在し続けているのに、

何故、将来の「営農再開の意思の有無」によって損害賠償の要否が分かれるのか。

・11頁では、「農地を活用して収入を得た場合」も「従前農業を実施していた労働力で新たな仕事を行った場合」も控除対象とされている(*)

農業以外に土地を活用しても農業以外に就労しても、それに伴う収入を控除対象にすれば(損益相殺すれば)済むということ。

・「営農再開の意思」がなければ損害賠償の必要がない、とするのは、11頁*と矛盾する。

・損害賠償の要否の基準は「差額(逸失利益)>0」であり、「営農再開の意思」ではない。

「損害賠償は必要だが、営農賠償は不要」ということか。 以上